

自動車税は5月31日(水)までに忘れずに！

自動車税は、道路の整備だけでなく、医療、福祉、教育の充実など、安心・安全な暮らしを確保するための財源として大切に使われています。

◆自動車税はコンビニエンスストアのほか、県内金融機関、郵便局、行政県税事務所、自動車税事務所、「Pay-easy(ペイジー)」対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMでも納税できます。

ご注意：軽自動車税は市町村に納める税金です。納税場所は市役所・町村役場税務担当課へお尋ねください。軽自動車税についても納期限までに納税してください。

《お問い合わせ》 吾妻行政県税事務所 ☎0279-75-3300
又は群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343

※継続検査用、構造等変更検査用の納税証明書について

自動車を譲渡する場合には納税証明書も一緒に渡し、自動車を譲り受ける場合には納税証明書も一緒に受け取りましょう。

中小企業主のみなさまへ 吾妻地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センター(産業保健総合支援センター地域窓口)では、常時50人未満の労働者を使用する事業者の産業保健活動(労働者の健康管理や保健指導など)を支援するため、次に掲げる相談等を含め広く実施します。産業保健活動に係る相談等は、基本的に無料で実施することができます。

- ※1 健康診断結果の有所見者に係る医師の意見聴取
- ※2 高ストレス者に関する医師による面接指導
 - 3 メンタルヘルス不調の労働者に関する相談・指導
 - 4 治療を続けながら働くための両立に関する相談・指導
 - 5 その他、職場の健康管理に係る事項など

※1 労働安全衛生法第66条の4に基づき実施義務があります。

※2 労働者を50人以上雇用する事業場は、年に1回、ストレスチェックを実施することが義務付けられています。

《お問い合わせ》 吾妻地域産業保健センター ☎0279-75-3334
中之条労働基準監督署 ☎0279-75-3034

STOP THE 不法電波！

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなを守りましょう。

《お問い合わせ》 関東総合通信局

- ・不法無線局による混信・妨害 ☎03-6238-1939
- ・テレビ・ラジオの受信障害 ☎03-6238-1945
- ・地上デジタルテレビ放送の受信相談 ☎03-6238-1944

国民年金



第3号被保険者は配偶者の転職や退職等によっても届け出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届け出が必要になります。

■配偶者が退職したとき

(3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出)

■配偶者が転職したとき(退職した翌日に再就職したとき)

(3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届け出)

■配偶者が死亡したとき

(3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出)

■本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなつたとき

(3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出)

■配偶者が65歳になつたとき

(3号から1号へ…本人が市役所・町村役場へ届け出)

くわしくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

・**渋川年金事務所**

国民年金課 ☎0279・22・1607

マイナンバー制度について

「マイナンバー」は 税や社会保障などの行政手続きで使用するものです。また勤務先や保険会社などから提供を求められることがあります。

「マイナンバー」を扱う手続きでは、通知カードなどを使った確認と運転免許証などを使った本人確認が必要となります。

「マイナンバー」は法律で定められた手続きをする場合に限り使用できますので、それ以外では他人に提供しないよう注意してください。

「マイナンバー」の通知 27年中に「マイナンバー」が記載された通知カードなどが、住所地の市役所・町村役場から世帯ごとに簡易書留郵便で送付されました。

通知カードを受け取れなかった人は 住民票のある市役所・町村役場にお問い合わせください。

個人番号カードは 「マイナンバー」を証明する書類としての機能と、本人確認の際の身分証明書の機能を併せ持つものです。

国税電子申告・納税システム「e-Tax」や地方税ポータルシステム「eLTAx」といった「オンライン申請」など、税・社会保障関係の行政手続きで幅広く利用できます。

また今後の活用方法として、健康保険証としての利用や民間の「オンライン取引」での使用も検討されています。

個人番号カードの申請方法 交付を希望する人は、「マイナンバー」の通知カードと一緒に届いた個人番号カードの申請書に必要事項を記入し、署名または記名押印をして、顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵送してください。

※初回の交付手数料は無料です。

※デジタルカメラなどで顔写真を撮影し、パソコンやスマートフォンなどから電子申請することも可能です。詳しくは申請書に同封されているパンフレットをご覧ください。

個人番号カードの受け取り 申請した人には、住所地の市役所・町村役場から交付場所などをお知らせする交付通知書(はがき)が郵送されます。

交付通知書に記載された必要書類(交付通知書、通知カード、本人確認書類など)を持って、期日までに交付場所へお越しください。

事業者の皆さんへ 事業者は、従業員などから「マイナンバー」の提出を受け、源泉徴収票や社会保険手続書類などに記載することになります。「マイナンバー」の漏えい防止の措置などを行うことが義務付けられていますので、必要な対応をお願いします。

その他

詳しくは内閣官房ホームページ (<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>) をご覧ください。

《お問い合わせ》 マイナンバー総合フリーダイヤル(フリーダイヤル0120-95-0178)

県庁情報政策課 ☎027-226-2345